【相談からサービス利用までの手続き】

相談者（被保険者）

相談窓口（すこやか健康センター）

要介護認定申請

（初回）

□生活上の困りごとがあり、何らかのサービスを利用したい。
□主治医から介護保険申請を勧められた。

訪問調査
調査員が訪問し、お話を伺います。

主治医意見書

コンピューターによる一次判定

介護認定審査会による審査判定

要介護１
要介護２
要介護３
要介護４
要介護５

居宅サービス計画作成

【介護サービス】
ﾍﾙﾊﾟｰ、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ
訪問看護、短期入所、福祉用具、住宅改修

要支援１
要支援２

非該当

介護予防サービス計画作成

基本チェックリスト

対象外

【介護予防サービス】
訪問看護
短期入所
福祉用具
住宅改修

【総合事業】

介護予防・生活支援サービス
訪問型サービス（ﾍﾙﾊﾟｰ）
通所型サービス（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）

一般介護予防事業（運動教室）

すでに介護認定を受けている
（更新）

要介護１～５ → **介護サービスをご利用ください。**

要支援１～２ → **すでに介護予防サービスを利用している。又は、これから何らかのサービスを利用したい。**

利用している（又はしたい）サービスは、ヘルパー、デイサービスの他にもある。

利用している（又はしたい）サービスは「ヘルパー」「デイサービス」のどちらか、又は両方のみである。